

岡山県輸出金魚の衛生証明書交付要領

(趣旨)

第1条 本要領は、岡山県から輸出される金魚について、コイ春ウイルス血症（以下「SVC」という。）に関する衛生証明書交付の手続きを定めるものである。ただし、各国向けの輸出衛生証明書発行等取扱要領を定めている場合は、当該取扱要領によるものとする。

(衛生証明書の交付者)

第2条 衛生証明書の交付者は、岡山県農林水産総合センター水産研究所長（以下「水産研究所長」という。）とする。

(衛生証明書の交付対象者)

第3条 衛生証明書の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、住所及び養殖施設が岡山県内にある者で、当該養殖施設が第4条の衛生基準をすべて満たしていることとする。

(養殖施設の衛生基準)

第4条 養殖施設は、囲いの設置等の措置により外部から人又は動物の自由な侵入が妨げられていること。

- 2 飼育水には、地下水、水道水又は確実に殺菌された水を使用していること。
- 3 養殖施設において、過去2年間、SVCの感染が確認されていないこと。

(ウイルス検査)

第5条 交付対象者が行う検査は、年2回、概ね6か月ごとに水温がSVCを確認するにあたり適する時期に実施することとする。

- 2 検査法は、農林水産省消費・安全局が策定した水産防疫対策要綱（平成28年7月1日付け28消安第1412号農林水産省消費・安全局長通知）の病性鑑定指針による。
- 3 1回の検査では、試料として30尾以上の金魚をサンプリングするものとし、5尾をプールして1検体とすることができる。
- 4 検査機関は、岡山県輸出錦鯉衛生証明書発行に係るウイルス検査機関認定要領に定めた機関とする。

(衛生証明書の交付申請)

第6条 衛生証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、輸出金魚衛生証明書交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載するとともに必要書類を添付し、水産研究所長へ申請する。

- 2 第1項の申請者は、岡山県証明事務手数料条例（昭和31年岡山県条例第5号）に基づき、証明書交付1通ごとに手数料を納付しなければならない。
- 3 水産研究所長は、申請書の内容を審査後、当該養殖施設において当該輸出金魚に外観上、異常を示す個体がないことを確認する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第7条 第6条の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年3月23日制定）の規定を準用する。

(衛生証明書の交付)

第8条 当該養殖施設において当該輸出金魚に異常が確認されなかった場合、水産研究所長は速やかに第6条の申請者に対し、衛生証明書を交付する。

なお、衛生証明書の様式は輸出先国が定めた様式による。また、輸出先国の衛生証明書については、必要に応じて申請者が翻訳を用意する。

2 水産研究所長は、本要領による手続きが遵守されているか否かの判断により衛生証明書を交付するものであり、輸出される金魚に関する一切の責任は申請者が負うものとする。

(その他)

第9条 水産研究所長は、衛生証明書の交付後、申請内容に虚偽や疑義等が判明した場合、衛生証明書の交付を取り消すことができる。

附 則

この要領は、令和5年10月1日より適用する。